

第二期地方分権改革の推進に関する緊急提言

地方分権型社会への転換を図り、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方が全力を挙げて多くの課題を解決し、真の地方分権改革を推進していかなければならない。

去る5月30日、政府の地方分権改革推進委員会(以下、「委員会」という。)から福田総理大臣に対し第一次勧告が提出されたが、この中で示された「地域のことはその地域に暮らす住民自らが判断し、実施に移すことができる行政体制を整え、個性豊かで活力に満ちた多様な地域社会、地域の住民が誇りと愛着を抱く地域社会を再構築していくことが肝要である」との委員会認識に賛同する。

一方、この勧告の取りまとめに当たって行われた委員会調査の状況を見ると、国の各府省の姿勢は総じて後ろ向きであり、このままでは地方分権改革推進法の目的が達成されるかどうか疑問であると言わざるを得ない。

今後、第二次勧告、第三次勧告も予定されているところであり、国・地方挙げて取り組む第二期地方分権改革が、“生活者の視点に立つ「地方政府」の確立”に向け大きく前進するよう、次の事項の実現を強く求める。

1 地方分権改革推進委員会の第一次勧告の尊重

国においては、政府の委員会が取りまとめた第一次勧告の内容を最大限尊重し、その実現に向け真摯に取り組むこと。

2 国と地方の役割分担の適切な見直し

「地方にできることは地方が担う」という原則の下、国・地方間の事務・権限の移譲、地方に対する国の過剰な関与・義務付けの廃止・縮小等を通じた国と地方の役割分担の見直し、法定受託事務の自治事務化等を実施すること。同時に、その役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図ること。

併せて、法令の規定について条例による修正を可能とする「上書き権」を含めた条例制定権の拡大を図ること。

また、国と地方の二重行政を解消するため、国の地方支分部局(出先機関)を廃止・縮小し、地方が担う事務については、国の組織、事務の徹底した合理化を進めたうえで、必要な権限・財源等を一体的に移譲すること。

3 地方税源の充実強化

地方が担うべき事務と責任に見合うよう、まずは、国税と地方税の税源配分が5：5となるよう、さらなる税源移譲を行うこととし、その際、地方自治体が安定した住民サービスを提供できるよう、より安定的な税源である消費税を地方消費税として移譲するとともに、交付税原資が減少しないような制度とすること。

また、今後、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するにあたっては、地方の意見を十分に尊重した上で、早期に消費税を含めた税体系の抜本的な改革に取り組むこと。

4 地方交付税の復元・充実

地域間格差の解消には、税体系の抜本的な改革とともに、地方交付税が有する財源調整・財源保障の両機能の堅持が必要である。

住民に身近な地方が安定した行財政運営を行えるよう、地方財政計画に地方の財政需要を適切に積み上げ、地方交付税の復元・充実を図るとともに、地方財政計画の策定過程の透明化を図るなど、地方交付税の予見可能性を高めること。

また、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき法定率を引き上げるとともに、地方共有の固有財源である地方交付税を「地方共有税」に改め、国の一般会計を通さず、交付税特別会計に直接繰り入れる仕組みとすること。

5 (仮称)「地方行財政会議」の法律による設置

現在、国と地方の意見交換会が開催されているが、内容、回数ともに不十分である。

政府と地方の代表者が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案、執行に反映できるよう(仮称)「地方行財政会議」を法律により設置すること。

平成20年6月6日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川	一誠
三重県知事	野呂	昭彦
滋賀県知事	嘉田	由紀子
京都府知事	山田	啓二
大阪府知事	橋下	徹
兵庫県知事	井戸	敏三
奈良県知事	荒井	正吾
和歌山県知事	仁坂	吉伸
徳島県知事	飯泉	嘉門
鳥取県知事	平井	伸治

道路整備財源の充実に係る緊急提言

「道路」は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的かつ重要な社会基盤である。活力があり、安全で安心できる国土の実現には、全国民共有の社会基盤である道路を計画的に整備・維持管理することが重要である。

とりわけ、近畿地方では、都市構造を再編し国際競争力や地域間交流・連携を強化するため、幹線道路をはじめとする道路の整備が急がれており、慢性的かつ深刻な交通渋滞の解消・緩和、車のすれちがい困難区間の解消、交通事故の削減、沿道環境の改善、さらに発生が確実視されている東海・東南海・南海地震をはじめとする災害時の救援物資の輸送路や代替路の確保など解決にあたらなければならない課題が数多くある。

さらに、高度成長期に建設した数多くの橋梁・トンネル等の高齢化が進行しており、今後これらの維持・修繕・更新費が急激に増大する。

こうした中、国においては、「道路特定財源等に関する基本方針」を閣議決定し、道路特定財源制度は廃止し平成 21 年度から一般財源化することとされたが、これまでも地方では、必要な道路整備の推進等を図る上で、道路特定財源に加え、多額の地方の自主財源を充当してきたにもかかわらず、未だ多くの道路整備が残されている。

このため、これらの課題に適切に対処するとともに、遅れている地方の道路整備を円滑に進めるためには、安定的な道路整備財源の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、地方の実状や意見を十分に踏まえ、下記の事項に取り組みられるよう改めて強く提言する。

記

1 道路整備財源の安定的確保

道路特定財源の一般財源化に際しても、国土の骨格を形成する高規格幹線道路網は国が責任を持って道路整備の財源を確保した上で、道路予算に多額の自主財源や起債を充当している地方の現状を踏まえ、地方が継続的に必要な道路整備・維持管理を進めるための財源を安定的かつ十分に確保する仕組みを構築し、地方財源の充実に努めること。

その際、厳しい財政状況下にある地方の状況を踏まえ、国庫補助金、地方道路整備臨時交付金、地方道路譲与税など少なくとも従来から地方に充てられていた道路整備財源の総額を確保し、さらにこれまで以上に「地方枠」として充実に努めること。さらに、地方行政の混乱を招かないよう地方税制の改正等は適切な時期に行うこと。

2 暫定税率の失効期間中の減収に対する適切な財源措置

今回の暫定税率の失効期間中の地方の減収分については、地方債ではなく別枠の地方特例交付金により速やかに補てんとするとともに、地方道路整備臨時交付金等についても、当初の予算額全額に相当する額を措置すること。

3 国土ネットワークを形成する基幹道路整備のための新たな制度の創設

国の産業、経済、文化の発展に大きな役割を果たし、高速自動車国道と一体となったネットワークを形成する基幹道路については、高速自動車国道に対する新直轄方式に準じ国の負担割合を高めるとともに、新たな道路整備計画により更に重点的な整備を推進するため、地方負担の軽減を図る新たな制度を創設すること。

4 既存高速道路の有効活用と機能強化

道路特定財源の一般財源化に際しても、必要な財源を確保し、料金の引き下げや政策的料金設定を行うなど、既存高速道路の有効活用・機能強化と物流コストの低減につながる料金の実現等を図ること。

5 新たな道路整備計画などへの地方意見の反映

新たな道路整備計画、社会資本整備重点計画、国土形成計画の広域地方計画の策定にあたっては、地域の行政を担っている地方自治体の意見等を十分反映させること。

特に、新たな道路整備計画の策定にあたっては、地方の遅れている道路整備状況を踏まえ、地方が必要としている道路整備を着実に進めること。

平成20年6月6日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川	一誠
三重県知事	野呂	昭彦
滋賀県知事	嘉田	由紀子
京都府知事	山田	啓二
大阪府知事	橋下	徹
兵庫県知事	井戸	敏三
奈良県知事	荒井	正吾
和歌山県知事	仁坂	吉伸
徳島県知事	飯泉	嘉門
鳥取県知事	平井	伸治

船舶衝突事故対策についての緊急提言

平成20年3月5日に発生した神戸市垂水区沖での明石海峡船舶事故では、漁業等において大きな被害が生じ、油流出は現在も継続しており、被害の拡大が懸念されている。

今後とも明石海峡のように船舶交通が輻輳する海域等において、事故の再発が懸念され、事故原因の究明と再発防止策が求められている。また、船舶による流出油事故が発生した場合の船舶の所有者等の責任については、「船舶油濁賠償保障法」及び「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」(以下「船主責任制限法」という。)により制限されており、これにより漁業者等の被害者が不利益を蒙ることが懸念される。

これらのことより、次の事項について強く提言する。

1 船舶航行の安全システムの確立

明石海峡船舶事故の原因を早急に徹底究明し、船舶交通が輻輳する海域を中心として、航路や管制体制の点検などを通じて船舶航行の安全システムを確立し、再発防止に努めること。

2 船舶油流出事故に伴う漁業者等救済制度の整備

船舶油流出事故が発生した場合において、漁業者等の損害や地方公共団体等が緊急措置として行う流出油防除活動に係る経費に関し、船主責任制限法による配当の範囲を超える部分を救済するための基金の創設など、漁業者等に負担を生じさせない制度を整備すること。

3 地方公共団体が行う被害対策等への財政支援

地方公共団体が漁業者支援を円滑に行うため、被害対策等に要する経費について財政支援を行うこと。

平成20年6月6日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川	一誠
三重県知事	野呂	昭彦
滋賀県知事	嘉田	由紀子
京都府知事	山田	啓二
大阪府知事	橋下	徹
兵庫県知事	井戸	敏三
奈良県知事	荒井	正吾
和歌山県知事	仁坂	吉伸
徳島県知事	飯泉	嘉門
鳥取県知事	平井	伸治

長寿医療制度(後期高齢者医療制度) の見直しについての緊急提言

本年4月に長寿医療制度が施行されたところであるが、低所得世帯等の方が、後期高齢者医療被保険者になった場合に、新たに保険料が発生する場合や、これまでの保険料より増額となる場合が生じている。

また、本制度に関する費用負担については、医療費の公費負担に加え、新たに高額医療に要する費用、保険料減額措置の補填及び財政安定化基金への拠出によって、都道府県の負担が増加している。

こうした現状を踏まえ、長寿医療制度の創設により、新たに保険料負担が増加する低所得世帯等の方の日常生活に与える影響を十分に考慮し、制度設計者である国の責任において、更なる支援策を早期に実施するとともに、今後も国民皆保険を堅持し、高齢者の医療費を国民全体で支える制度として、本制度を将来にわたり安定的に運営するため、以下の事項について実効ある措置を講じるよう強く提言する。

1 国民の目線に立った適切な保険料軽減策の早期実施

低所得世帯の方が後期高齢者医療被保険者になった場合、生活実態を踏まえた軽減策を国の財政負担により講じること。

2 75歳以上の保険料負担制度等の見直し

(1) 保険料負担制度のあり方の検討及び見直し

保険料については、高齢者の生活実態に即し、負担が過度とならないよう、国において財政措置を講じる等、実施状況を踏まえつつ、引き続き制度のあり方について検討すること。

また、74歳までは扶養者または世帯主が保険料を負担しているにもかかわらず、75歳から本人負担を求めることには理解が得られにくいことから、世帯主等が、75歳以上の被保険者の保険料を負担する制度に見直すこと。

なお、制度の見直しにあたり、地方の現場での更なる混乱を招かぬよう、具体的な実施方法等について、地方と十分に協議すること。

(2) 診療報酬の検証

後期高齢者の診療報酬制度が、高齢者の心身の特性に応じた医療提供に資するものとなっているかという観点から、制度実施後の状況を十分見極め、検証することにより、高齢者にとって真に必要な医療が受けられるよう、引き続き検討すること。

3 国による十分な財政措置

安定した保険運営を確保するためには、制度の設計・維持に責任を負う国において十分な財政措置を講じるべきであり、都道府県負担割合の負担減への見直しを行うこと。

特に、保険料減額措置の補填については、国において財政負担する制度とすること。

また、制度の見直しにより、広域連合や市町村の電算システムに改修が必要となる場合には、十分な開発・テスト期間が確保できるよう、改修に必要な仕様等を早期に確定して提示するとともに、地方に新たな負担が生じないように、所要経費は全額国が負担すること。

4 制度に関するPRの充実強化

制度自体が複雑で具体的な内容まで国民に熟知されていないことに加え、2年に1回の保険料率改定、高額介護合算制度など、十分に理解を得るべき事務もあることから、制度設計者である国において、より一層の制度周知を図るとともに、自治体等への速やかな情報提供を行うこと。

平成20年6月6日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川	一誠
三重県知事	野呂	昭彦
滋賀県知事	嘉田	由紀子
京都府知事	山田	啓二
大阪府知事	橋下	徹
兵庫県知事	井戸	敏三
奈良県知事	荒井	正吾
和歌山県知事	仁坂	吉伸
徳島県知事	飯泉	嘉門
鳥取県知事	平井	伸治

カワウ対策事業の強化についての緊急提言

全国的に大きな問題となっているカワウによる漁業被害や植生被害を防止するためには、個体数管理が不可欠であるが、カワウは都道府県をまたがって全国的に移動するため、都道府県レベルの取り組みでは効果を上げることは困難である。特に、琵琶湖はカワウの繁殖拠点となっており、毎年1.2～1.8万羽を銃器駆除し、ネットがけなどの繁殖抑制も行ってきたが、その繁殖力が強く、県外からの移入もあって、生息数は3.4～3.5万羽で一向に減少せず、現状での取り組みには限界がある。このため、次の事項を提言する。

1 国によるカワウ対策実施計画の策定

国は、中部近畿カワウ広域協議会において、各府県で行うことが望ましい対策を具体化した対策実施計画を策定し、事業を実践すること。

2 国によるカワウ対策への支援

全国のカワウの大半は琵琶湖で繁殖すると言われており、琵琶湖などの営巣地における駆除事業への一層強力な国の財政的支援を行うこと。

平成20年6月6日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川	一誠
三重県知事	野呂	昭彦
滋賀県知事	嘉田	由紀子
京都府知事	山田	啓二
大阪府知事	橋下	徹
兵庫県知事	井戸	敏三
奈良県知事	荒井	正吾
和歌山県知事	仁坂	吉伸
徳島県知事	飯泉	嘉門
鳥取県知事	平井	伸治

北陸新幹線の早期全線建設についての緊急提言

北陸新幹線は、関西圏が東京一極集中を打破し、関西復権を図り、より一層の活性化を図る上で重要な社会基盤であり、大阪までの早期の全線建設が必要不可欠である。

また、近年、全国各地で豪雨被害や地震が頻発するなど、今後も東海地震や東南海・南海地震などの大規模地震の発生が危惧される中、北陸新幹線は災害などで東海道新幹線が機能停止した場合の関西圏と関東圏を結ぶ代替補完機能も有する、太平洋側・日本海側の双方に必要な国家プロジェクトであり、東京・大阪間の全線が整備されてはじめて機能が完全に発揮される路線である。

については、大阪までの全線整備が一日も早く実現されるよう、国および関係機関に以下の事項の実現を強く提案する。

- 1 未着工区間の着工のための財源確保について、引き続き議論を進め、遅くとも平成21年度予算概算要求時までには、平成16年12月の政府・与党申合せ（整備新幹線の取扱いについて）を見直すこと。
- 2 未着工区間となっている敦賀から白山総合車両基地までの工事実施計画の一括認可および早期整備を図るとともに、北陸3県同時期での福井開業を図ること。

平成20年6月6日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川	一誠
三重県知事	野呂	昭彦
滋賀県知事	嘉田	由紀子
京都府知事	山田	啓二
大阪府知事	橋下	徹
兵庫県知事	井戸	敏三
奈良県知事	荒井	正吾
和歌山県知事	仁坂	吉伸
徳島県知事	飯泉	嘉門
鳥取県知事	平井	伸治

リニア中央新幹線の全線整備に関する共同提言

リニア中央新幹線は、東京・名古屋・大阪間の時間距離を大幅に短縮し、関東、中部、近畿の各地域間の交流・連携を一層強化し、21世紀のわが国の新たな国土の大動脈として、経済社会を支え、災害に強いしなやかな国土の形成、ゆとりある生活の実現に大きく貢献できるとともに、内陸部における発展を促進する社会基盤である。

また、持続可能な地域の形成、エネルギー問題、環境問題においても、優れた特性をもつ大量高速輸送機関として期待されている。

国家的プロジェクトであるリニア中央新幹線は、国土形成計画全国計画において、新時代の革新的高速鉄道システムの早期実現を目指すと明記されたところである。また、東海旅客鉄道株式会社において「自己負担を前提とした東海道新幹線バイパス、即ち中央新幹線の推進について」の発表がなされ、新たな段階にまさに差し掛かるべき時期となっている。

リニア中央新幹線の機能は、東京・大阪間の全線が整備されてこそ完全に発揮されることから、リニア中央新幹線の全線整備に向け、国および関係機関に対し、以下の事項の実現を強く提言する。

- 1 国はリニア中央新幹線の早期具体化を図るために、地形・地質等に関する調査以外の4項目調査を早急に指示すること。さらに、調査終了後は直ちに全国新幹線鉄道整備法に基づく「整備計画」を決定すること。
- 2 山梨リニア実験線全線の早期完成に向け、国をはじめ関係機関が一致協力して取り組むこと。また、実用化確認試験について期間短縮に努めること。
- 3 超電導リニア技術の実用化を促進するため、より一層のコスト低減に向けて、システム全体の効率化・高度化に関する技術開発の推進を積極的に行うこと。
- 4 国は、大都市圏におけるリニア中央新幹線の建設が円滑に進められるよう、大深度地下の適正かつ合理的な利用の推進に取り組むこと。

5 今後のリニア中央新幹線の推進にあたっては、沿線自治体と十分調整すること。

平成20年6月6日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川 一誠
三重県知事	野呂 昭彦
滋賀県知事	嘉田由紀子
京都府知事	山田 啓二
大阪府知事	橋下 徹
兵庫県知事	井戸 敏三
奈良県知事	荒井 正吾
和歌山県知事	仁坂 吉伸
徳島県知事	飯泉 嘉門
鳥取県知事	平井 伸治

療養病床の再編に関する共同提言

療養病床の再編については、転換先の中心とされた介護療養型老人保健施設の介護報酬が十分でなく、医師等人員配置基準にも課題があるなど転換についての十分な誘導措置となっていないため、慎重な姿勢を示す医療機関が多く、患者の療養生活への影響が危惧される状況にある。

このままでは、療養病床の円滑な転換に支障が生じたり、患者が必要な医療・介護サービスを満足に受けられないおそれもあり、医療・介護を通じて住民の老後の安心を確保するという観点から、次の項目について強く提言する。

1 療養基盤の確保

再編にあたっては、診療報酬引き下げ等により療養病床の縮小を一方向的に進めるのではなく、療養病床に入院している患者や家族が不安を抱くことのないよう、個々の患者に適した必要な医療や介護サービス等を提供する療養基盤の確保を進めるため、適切な措置を講ずること。

2 医療・介護サービス提供体制の整備

病床の転換に慎重な姿勢を示す医療機関が未だ少なくない現状にあるため、医療機関と介護保険施設の機能や果たすべき役割を踏まえて、適切な診療報酬・介護報酬の設定や介護療養型老人保健施設における必要な人員の配置等、国の責任においてサービス提供体制の整備を促進させる措置を具体的に講ずること。

3 財政措置

介護保険施設等への転換による介護給付費の増大は、国の責任において財政措置を講じ、地方公共団体や被保険者の負担が増加しないような方策を講ずること。

平成20年6月6日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川 一誠
三重県知事	野呂 昭彦
滋賀県知事	嘉田由紀子
京都府知事	山田 啓二
大阪府知事	橋下 徹
兵庫県知事	井戸 敏三
奈良県知事	荒井 正吾
和歌山県知事	仁坂 吉伸
徳島県知事	飯泉 嘉門
鳥取県知事	平井 伸治